

# トピックス



## 労働基準法が改正されます(平成22年4月1日施行)

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

### I. 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます(中小企業については当分の間適用が猶予されます)

#### 1. 1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合…50%以上

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

#### 2. 割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます。

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

### II. 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます(企業規模にかかわらず適用されます)

#### 限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行う場合…25%を超える率

「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

- ①特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること
- ②①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること
- ③月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めることが必要となります。

### III. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります(企業規模にかかわらず適用されます)

現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

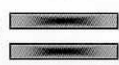
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧になるか、茨城労働局労働基準部監督課 ☎029-224-6214 または、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

## 不況のピンチをチャンスに活かせ! お金をかけずに経営力・社員力大幅アップ! 中小企業だからこそ

公的助成金の  
100%活用!  
休業中の教育等



税金の  
優遇措置!  
最大12%控除



企業の  
経営革新

- ～経営課題の具体的な解決を行います～
- ・経営戦略/事業計画
  - ・社員教育
  - ・国際規格の取得(ISO)
  - ・プライバシーマーク

中小企業様の支援実績は、  
県内トップクラスの  
**300社以上!!!**  
お気軽にお問い合わせ下さい



株式会社 マネジメントセンター  
茨城県水戸市元吉田町 1041-4 サン・ビルディング 2F  
TEL029-246-4671 FAX029-246-4672  
URL <http://www.isommc.com>  
E-mail [info@isommc.com](mailto:info@isommc.com)